

第39回 摂津市都市計画審議会 議事録

1. 日 時 令和4年12月13日(火) 午前10時～11時30分
2. 場 所 摂津市役所 本館3階 301会議室
3. 出席者 委 員9名出席、5名欠席
4. 案 件 報告 摂津市都市計画マスタープラン(都市計画に関する基本的な方針)の改定について

【事務局】

それでは定刻より少し早いですが、皆様お揃いになりましたのでただいより、第39回摂津市都市計画審議会を開催いたします。

まず、本日5名ご欠席となっておりますが、摂津市都市計画審議会条例第6条第2項に定められております委員の半数以上の9名のご出席をいただきましたので、本日の審議会は成立いたしますことをご報告いたします。

それではまず配付資料の確認からお願いいたします。

- ・本日の次第
- ・第39回摂津市都市計画審議会配席図
- ・摂津市都市計画審議会委員名簿(最新)
- ・資料1 北部大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定
- ・資料2 摂津市都市計画マスタープラン案について
- ・資料3 立地適正化計画について
- ・資料4 地域別構想(地域特性の整理)
- ・資料5 地域別構想(地域区分(案))
- ・資料6 地域別構想(各地域の方針概要について)
- ・資料7 パワーポイント資料

以上の10点です。

それでは続きまして、先の10月の異動にて新たに委員となった方をご紹介します。

第3号委員、大阪府政策企画部広域調整室事業推進課参事の松枝委員でございます。

それでは早速ではございますが会長に議事進行をお願い致します。

会長よろしくをお願いいたします。

【会長】

どうもおはようございます。

それでは、議事の方に入りたいと思います。本日の議題でございますけれど、次第にありますように、報告案件が2件となっております。

それでは、まず最初の案件、北部大阪計画生産緑地地区に係る特定生産緑地の指定につきまして、事務局からご説明いただければと思います。

【事務局】

それでは、次第1、北部大阪都市計画生産緑地地区に係る特定生産緑地の指定についてご説明させていただきます。

昨年の審議会において本件につきまして、審議会後に所有者等の意向に変更があった場合にはその意向に沿って特定生産緑地の指定をするということで事務局に一任いただいております、その変更内容につきましてはご報告させていただくということとしておりました。

前回の審議会におきましても変更内容についてご報告させていただきましたが、この11月29日に公示いたしました特定生産緑地につきましても変更がございましたので、その内容をご報告させていただきます。

スクリーンをご覧ください、また資料1にも同じ内容を記載しておりますので併せてご参照願います。

上段は前回令和4年10月4日の都市計画審議会で報告させていただいた内容でございます。

平成4年指定の生産緑地地区は約145,290㎡ 231筆

そのうち特定生産緑地に指定予定のものは約128,170㎡ 202筆、特定生産緑地に指定しないものが約17,110㎡ 29筆でございました。

現在の指定状況ですが、前回の審議会後、特定生産緑地に指定予定だったもののうち、3筆が1筆に合筆されたこと、また3筆が廃止されたことにより、特定生産緑地へ指定したものは200筆、特定生産緑地指定しないものは26筆ということになりました。

なお、この11月29日の公示分をもって平成4年指定の生産緑地地区における特定生産緑地の指定は完了しております。

次第1については以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

ただいまのご報告について、何かご質問、ご意見がございますでしょうか。

よろしいでしょうか？

はい、それでは続きまして2番目「摂津市都市計画に関する基本的な方針」、いわゆる都市計画マスタープランでございますが、これの改定につきましてまずは事務局の方からご説明をいただければと思います。

【事務局】

それでは次第2、摂津市都市計画に関する基本的な方針、摂津市都市計画マスタープランの改定についてご説明させていただきます。

初めにスクリーンをご覧ください、前回までの振り返りを簡単にさせていただきたいと思っております。

都市計画マスタープランの構成とスケジュールについてでございます。

都市計画マスタープランの構成としまして、第1章から第7章までを予定しております。

第1章から第4章の全体構想までは、前回までの審議会でご報告させていただいて、ご意見をいただいたところでございます。

本日は第5章立地適正化計画、第6章地域別構想について、ご議論をいただきたいと思いますと思っております。

次に、基本理念やまちづくりの目標、全体構想などについてでございます。

配布させていただいている資料2はこれらを取りまとめたものでございます。あわせてご参照願います。

基本理念を「住み続けたい元気なまち摂津」とし、まちづくりの目標を「住みやすいと思える快適なまち」「にぎわいと活力ある魅力あふれるまち」「安全・安心を実感できるまち」としました。

これらの目標の実現に向けて全体構想として、「都市防災」「まちづくり」「公共交通」の3つの方針を設定いたしました。

簡単ではございますが、ここまでが前回までの振り返りでございます。

ここからは本日ご議論いただきたい内容でございます。

資料3、立地適正化計画についてでございます。

立地適正化計画とは、居住機能や福祉医療、商業等といった都市機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと、それらを公共交通で連携させることで持続可能なまちづくりを目指そうとする計画でございます。

本市においては既にコンパクトな都市構造を有しておりますが、将来的な人口減少も予測される中で、都市構造を維持するために立地適正化計画を策定するものでございます。

この立地適正化計画と都市計画マスタープランとの関係性でございますが、図に示しておりますとおり、立地適正化計画の誘導方針や誘導施策は、それぞれ都市計画マスタープランのまちづくりの目標などや地域別構想と整合させるという関係性になっております。

続いて、立地適正化計画では居住誘導区域、都市機能誘導区域、誘導施設を定めなければなりません。

居住誘導区域は、本市の市街化区域全域としております。浸水想定区域も含まれますが、後ほど説明いたします防災指針を定め、防災・減災の対策を講じてまいります。

都市機能誘導区域は行政や医療・福祉・商業といった都市機能を誘導する区域で、全体構想でお示しました将来都市構造において位置づけた拠点周辺の土地利用や用途地域を踏まえ、拠点間の繋がりを持たせた区域を設定いたしました。

都市機能誘導区域に誘導する施設が行政施設である市役所や保健センター、文化施設である文化ホールを設定することいたしました。

誘導施設には病院や診療所などの医療施設やスーパーマーケットなどの商業施設も考えられますが、これらは市域全域に広く必要と考えられますので、こういった施設は誘導施設として設定しないことで考えております。

こちらスクリーンに示しておりますのが、資料3の左下の図のとおりでございますが、黄色でお示しているのが居住誘導区域、赤でお示しているのは都市機能誘導区域でございます。誘導施設は先ほどご説明した通り、市役所、保健センター、文化ホールを指定いたします。

続いて資料3の右側、防災指針についてでございます。

先ほど説明いたしました居住誘導区域には浸水想定区域が含まれております。

こうした災害リスクに対しまして、防災減災に向けた方針や取り組みを防災指針として定めます。

本市における浸水想定につきましては、阪急京都線以北の一部地域を除きほぼ全域が浸水想定区域に含まれております。

特に安威川以南は淀川が氾濫した場合、浸水深が7mを超え、浸水継続時間も2週間以上となる場所もあり、想定される避難者を避難所に収容することが不可能な状況であるなど水害リスクが高い地域でございます。

また地震想定につきましては大阪府への影響が考えられる地震のうち、摂津市の震度が最も強くなる上町断層帯地震Aでのケースで市全域が震度6弱から6強と予測されております。

こうした浸水や地震の想定に対し防災減災に向けた方針と取り組みとしまして、全体構想で示した都市防災の方針を基本とした取り組みを推進すること、また、それらの取り組みの一環として、自助・共助の推進といった本市の地域防災計画に基づく取り組みとの連携を図り、地域防災力を高めることといたします。

次に取り組み内容についてですが浸水に対しまして、「浸水想定を踏まえた公共施設の高台化」、「企業等との協定締結による緊急避難場所の確保」、「河川防災ステーションの整備促進」、「洪水ハザードマップ等の防災情報の提供」といった取組を、地震に対しまして、「公園の防災機能の充実」、「建築物の耐震化の促進」、「道路または公園等に面する危険なブロック塀等の撤去」、「防災協力農地の登録促進による避難空間および災害復旧用資材置き場等の確保」といった取組をいたします。

また浸水・地震両方に対する取り組みとしまして、「自主防災組織による防災訓練」といたします。取組の事業主体や実施時期は表にお示しのとおりでございます。

次に目標値についてでございます。

全体構想でお示しました「誰もが住みやすいと思える快適なまち」、「にぎわいと活力ある魅力あふれるまち」、「安全安心を実感できるまち」を目標とし、指標を「摂津市は災害に強いまちづくりが進んでいると回答した市民の割合」、「摂津市に住み続けたい」と回答した市民の割合としまして、それぞれ本市の行政経営戦略における目標値を踏襲することとしております。

続きまして資料4、地域別構想についてでございます。

地域別構想とは全体構想や、立地適正化計画で示した目標や方針等の実現に向け、本市の地域特性を踏まえて設定した地域ごとに方針設定を行うものでございます。

全体構想で設定した都市防災、まちづくり、公共交通の各分野の視点から地域特性を次のように整理いたしております。

まず、都市防災の視点で、

阪急京都線以北の一部地域を除き、ほぼ市全域が浸水想定に含まれております。

安威川以北で浸水想定区域図では阪急摂津市駅周辺や正雀駅周辺、大阪モノレール摂津駅周辺において0.5m～3mの浸水深の区域が広がっております。なお人口密度も高くなっております。

安威川以南で浸水想定区域では3m～5m、および5m以上の浸水深の区域が大きく広がっております。

また淀川が氾濫した際には、全域で最大2週間以上の浸水継続の発生が予測されており、人口密度は高い地区が随所にあります。

以上のように整理いたしました。

次にまちづくりの視点で、

安威川以北では鉄道駅周辺を中心に商業地が分布し、その周囲に住宅地が広がっており一部工業地等も見られます。

安威川以南では鳥飼地区において過去に大規模な土地区画整理事業が行われた経過もあり、住工混在の土地利用が広がっています。

別府地区では大規模な工場が分布するほか、住宅地がまとまって分布しております。また、商業地は南摂津駅周辺に分布しているほか、主要道路である府道大阪高槻線沿道にまとまって分布しています。

以上のように整理を行いまして、最後に公共交通の視点で、安威川以北では、JR東海道本線、阪急京都線、大阪モノレールと鉄軌道網が広がり、市外へのアクセスが、比較的容易となっております。

安威川以南の鳥飼地区では市域内の移動が多く、一方、別府地区では大阪市営地下鉄井高野駅との距離が近く、市域外である大阪市方面の移動の割合が多くなっております。

以上のように整理いたしました。

資料5をごらんください。

先ほど説明いたしました各分野で整理した内容を踏まえまして、地域境は河川や鉄道、道路を参考にし、地域区分は「千里丘地域」、「正雀・三島地域」、「別府地域」、「鳥飼地域」の四つに区分いたしました。

資料6をごらんください。各地域ごとの方針についてでございます。

全体構想で示した都市防災、まちづくり、公共交通それぞれの方針について各地域ごとに特性を踏まえ、全体構想よりも具体化した方針を設定いたします。

まず千里丘地域についてです。

都市防災では、「一時避難地となる空間の確保」、「公園の災害時に対応できる防災空間としての機能強化」、まちづくりでは、「千里丘駅における交通結節機能の強化や賑わいの創出に向けた整備の推進」、「健都イノベーションパークや周辺への変更や活力増進、賑わい向上に繋がる機能の誘導」、「未整備の都市計画道路の整備推進」、公共交通では、「JRや阪急電鉄へのアクセス性を向上させる持続可能な公共交通の検討」といたしました。

次に正雀・三島地域についてです。

都市防災では、「高台のネットワーク化に向けた整備の推進」、まちづくりでは「阪急京都線連続立体交差事業の推進」、「正雀駅前における賑わいの創出に資する整備の推進」、「広域幹線道路ネットワークの形成の促進」、「未整備の都市計画道路の整備推進」、「ごみ処理の広域化に伴う今後の処理施設等のあり方の検討」、公共交通では、「JRや阪急電鉄、大阪モノレールへのアクセス性を向上させる持続可能な公共交通の検討」といたしました。

次に別府地域についてです。

都市防災では、「高台のネットワーク化に向けた整備の推進」、まちづくりでは、「周辺環境と調和のとれた住環境の維持」、「都市施設の効果を継続して発揮するための建て替え等も視野に入れた適切な維持管理」、公共交通では、「大阪モノレールや大阪メトロへのアクセス性を向上させる持続可能な公共交通の検討」、「渋滞の解消に向けた道路整備の促進」といたしました。

最後に烏飼地域についてです。

都市防災では、「高台のネットワーク化に向けた整備の推進」、「河川防災ステーションの整備促進および周辺整備の検討」、まちづくりでは、「未整備の都市計画道路の整備推進」、「地域内の河川・水路・農地を活かした空間形成」、「南摂津駅周辺における賑わい創出に向けた都市機能誘導」、「住工共存の生活環境の維持」、「市街化調整区域の農空間の維持」、公共交通では、「大阪モノレールへのアクセス性向上や平坦な地形を鑑みた持続可能な公共交通の検討」、「渋滞の解消に向けた道路整備の促進」といたしました。

説明は以上でございますが、本日は特に、先ほど説明いたしました資料3の立地適正化計画について、こちらの都市機能誘導区域や誘導施設の考え方、また防災指針でお示しております、防災・減災に向けた方針と取組、それから地域別構想の地域区分の設定、地域ごとの方針の設定、これらについてご議論をいただいて、ご意見をいただければと考えております。

今、お示したものは全て案でございます。事務局としましてもまだ完成しておらず不十分なものと考えており、ご議論いただいて、たくさん意見を言っていただければと思っておりますので、よろしく願いたします。

以上でございます。

【会長】

はい、ありがとうございます。

それではまず、立地適正化計画と地域別構想と、少し内容が異なりますので分けて意見交換をさせていただければと思います。

それではまず資料の3のところの立地適正化計画でございますが、ちょっと私の方からも少し補足の説明をさせていただきますと思っております。

本来ですね、立地適正化計画、根拠の法律も違いますし、別に作る場合があるんですけども、今回摂津市の場合は都市計画マスタープランの中に組み込んでやるという方針になっております。

これは非常に都市計画にも重要な計画でございますので、そういう意味では都市計画マスタープランと連動させるということで、これを都市計画マスタープランの中の一章として組み込んでいくということになっております。

更にですね、この誘導区域とか誘導施設に指定するとどうなるのかっていうお話が今回ございませんでしたけれど、例えば居住誘導区域、名前の通り住宅を誘導しているんですけど、ここに指定されますとこの居住誘導区域外で住宅を造る場合は着工の30日前までに届け出をしないといけないという手間がかかります。今回、全てのところで居住誘導区域にしていますので、そういう手間をお掛けしないということになります。

一方で、都市機能誘導区域、誘導施設の場合はですね、まずはその誘導施設に指定される施設に関しては、この誘導区域外で建設する場合は同じように着工の30日前までに届け出をしないといけないということになります。これはちょっとややこしく、都市機能誘導区域ごとに誘導施設を指定するということになりますので、ここに挙がっている施設がその指定された区域外で建設される場合は30日前の届け出が必要になって、どの施設を指定するかによって、どこに作れるかっていうのが異なってくる、ということになっておまして、そこは先ほどの

課長の方からご意見賜りたいということですので、病院とか商業施設が誘導施設に指定される場合もあるんですけども、今回は事務局提案としては抜いてあるということですので、そのあたりどう判断されるかっていうところのご意見を賜りたいということかと思えます。

従来の都市計画の規制というのは、例えば市街化調整区域とか市街化区域の指定のように、もうここは立てては駄目ですよっていうのを明確に決められるんですけども、立地適正化計画ってのはそこまで厳しいことを言わずに建ててもいいんですけども、30日までにその届出をしてくださいっていうような、一手間をかけていただくということで、できたらその手間がかからないところに建ててくださいねっていうようなそういう緩やかな誘導を図っていくというのが立地適正化計画の運用のお話でございます。

もう一つ防災指針、これ元々は立地適正化計画の中に盛り込みなさいということはなかったんですけども、ここ近年ですね、特に九州が一番典型ですけども、毎年のように豪雨で災害が発生しているということで、昔は国土交通省の方も、こういう河川の被害は河川側でしっかりと堤防等を作って守っていくことをやってくださったんですけども、最近の雨の降り方を見てたら川から溢れさせないようにするっていうのはちょっと難しいだろうということで、流域治水で言い方をされてますけども、危ないところにはできたら住まないで欲しい、というような方針に変わりました。

についてはですね、立地適正化計画で災害で危険なところは住まないで欲しいということで、居住誘導区域には指定しないという大きな大原則が出てきたんですが、先ほどご説明ありましたように、それを言うと摂津市も住むところがないということでございますので、住んでもいいけれど、災害が起こったときにどうするかっていうことをちゃんとこの中で位置付けておこうということで、この防災指針をしっかりと位置付けるっていうことにもなっております。

このあたり、摂津市は、特に水害は全市域危険性が高いということでございますので、今後この防災の考え方、どのようにしていくのか、都市計画マスタープランのところでも防災の考え方に触れてる部分がございますけれども、そこも含めてちょっと皆さんにご意見を賜りたいという主旨でございますということで、資料の3につきましてご質問、ご意見で結構ですのでいかがでございましょうか。

【委員】

資料3の都市機能誘導区域の誘導施設ですけども、文化機能として文化ホールが指定されてるんですが、コミュニティプラザはどういう位置づけになっているのか、というのが1点。

それとその1点目に絡んで防災機能として、今、多分BCP策定中と思うんですけども、市役所、この前僕一般質問させていただきましたけども、もし安威川が氾濫したときには市役所は1階全部浸かるという状況がもう既にわかってます。

1階全部浸ったときにバックアップ機能としてどこを使うんだっていうときに文化ホールなのか、コミュニティプラザなのか。その辺の判断をしっかりとつかないといけないと思うんですけど。

この辺については、誘導施設に含めなくていいのか。というのをちょっと伺いたいです、以上です。

【会長】

はい。わかりました。

ここはですね、私も他の市でも立地適正化計画を作らせていただいておりますけれど、かなりこの摂津市は特殊な作り方をしているのを思ってます。

というのは、もう既に市役所も保健センターも文化ホールもう位置が決まっています、もうそこにあるわけですよ。だからわざわざこれは誘導施設に指定しなくてもですね、別に困らない。

あとですね、例えば駅前にもいろいろ誘導区域を指定しますけれども、ここで誘導する施設が書かれていないわけですから、本当はこの意味合いというのが極めて薄い、ということになってます。

ただし、立地適正化計画を作るに当たっては、都市機能誘導区域を指定しないといけないということになって、ある意味運用面というか、実効性はちょっと伴わないところがあるんですけども、赤で塗っておこうっていうような感じになってるんじゃないかなと私は判断しております。

【事務局】

委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず1点目のコミュニティプラザの話ですけれども、コミュニティプラザというのは、その地域にお住まいの方が交流する場としての機能が一番重要視される部分でございます。

その上で今回、本市の居住誘導区域を全域に張ってるというところで、居住する部分に関しまして一定そういった交流機能が必要だということですが、会長からもありましたように誘導施設に位置付けると、そういった地域交流の場をその場所に、基本的には誘導していくというスタンスになりますので、我々としては地域の方が交流する場というのは広く全域に必要なところで、今回誘導施設に位置付けないというように考えております。

その上で今ありましたBCP、特に災害時の部分というのは、どちらかというと立地適正化計画というよりは、また少し話が違うのかなと、地域防災計画があつたりとか、そういったところの観点になりますので、そこは少し棲み分けて考えておるところでございます。

会長の方からもお話ありました商業地に対する誘導施設の考え方というよりは、どちらかというと今回定めました誘導区域を、いわゆる本市の中心部というような捉え方をさせていただいておりまして、この本市の中心部として必要なものが何か、なおかつ今後も維持していくものが何か、というところを我々事務局が議論させていただきまして、そういった意味ではその地域の核となる、公共施設としてこの3つを挙げまして、こちらを今後も維持していきたいとの思いから位置づけさせていただいたものです。

以上です。

【会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

BCPのところを補足させていただきたいのですが、地域防災計画の方でそういった災害に関する取り組みははっきりと定められるかと思うんですけれども、今、改定作業をやっているというところでございます。

ですので、ここで防災指針とか議論いただいた上での意見、そういったものを踏まえてというのがありますし、関係各課で今取り組みを進めていて、整合を図るものは当然出てきますので、そういったところではしっかりと意見交換なり協議しながら定めることはあろうかというふうに考えております。

【会長】

先ほど私が申し上げたところですが、南摂津駅の周辺に赤色があつて、都市機能誘導区域に指定をしようということですけど、誘導施設がここにはないわけですね。

ということは、実行性というか運用にあたっては、あまり何を指定してるかっていうと、無いぶん赤で塗ってるだけ、位置付けがそういうことになっています。おそらく、事務局というか、その摂津市の思惑としては、そういう緩やかな誘導と言っても、1つの手間、届出を課すわけですから、そこまではちょっとお願いできないだろうけど、けれど商業施設等が立地するのであればこの赤の部分に集めたいという意思表示というように理解できるのではないかなというふうに思います。

それからちょっと事務局と事前に打ち合わせをさせていただいたときに、病院どうするんですか、高齢者施設をどうするんですか、って話がありましたけれども、摂津市をご存知の方はお分かりのように、赤から外れている区域にも病院とか介護施設がたくさんありまして、そこを赤で塗ってしまうともう全面赤になってしまうし、なかなか難しいところだなんていうことで今立地されてるところ、例えば病院とかですけども、病院の方と建て替えるのに赤に誘導するという、ここまでをお願いするということは難しいだろうということで、なかなか摂津市としては悩ましいとい

う状況になっておりまして、そういうこともあって、こういう民間施設はあえて今回、誘導施設には指定していないという思いというか、背景がございます。ここも考えながらさらに議論続けさせていただきたいと思います。

【委員】

この商業施設が市域全域に必要という考え方はよく分かるし、そのために赤い部分に入れないというのも分かるんだけど、例えば防災計画とかを考えたら食料の確保って非常に重要なことで、市域全体に商業施設があるという状況が日常的なことを想定しているとするれば、災害時に拠点となる商業施設に生活用品が届けられるよう施設を都市機能誘導区域で例えば何㎡以上の大型店を、優先的にそこに配荷できるような協定を摂津市と結ぶ、みたいなことで誘導するっていうのはありえる話なのではないかなと。

【会長】

その辺り都市機能誘導区域で指定すると、防災指針の中に盛り込むのはちょっとその運用意味合いが違ってきますよね。

【事務局】

今、委員からいただいた意見は取り組みの方でもできるのかなと思います。

その点につきましては、どちらかということで事務局の方で検討させていただきたいと思います。

【会長】

摂津市の状況で言えば、今赤で塗ってる部分っていうのは大規模の商業施設が立地できるほどの大きな空き地が出てくる可能性というのは少ないですよ。と言って、どこに誘導するかっていうのもなかなか難しいなっていう気はしないでもないんですけど。

【事務局】

用途地域は商業・近隣商業というところを中心に定めておりますので、基本的に商業機能が利用しやすい場所にはなっておりますので、今、委員からあったように商業との災害時の取り組みをどうやっていっていかるところは、今の防災指針の中でも企業等との協定締結、防災危機管理の方が、積極的に取り組まれておられますけれども、そういった物資支援ということも事務局の方で一度議論させていただきたいと思います。

【会長】

だから、通常例えば大規模商業施設では床面積1万㎡以上みたいな話が出てくるんですけど、そんな大きなものが赤色のところに立地できる余地があるのかどうかということかなり厳しいですよ。

続いて例えば1,000㎡以上とか2,000㎡以上になると、今度は今の赤に塗ってない部分ではもうすでに出ているところがあるので、あそこに今度建てかえ等、あるいは進出するときに一手間かけさせるってこともあるので、どの辺りで床面積切るかっていうのが、なかなか摂津市は悩ましいところではなかなかなと思いますので、その実効性とかその将来都市像を考えながら事務局の方でご検討いただければと思います。

【委員】

先ほどから言われております、市の現状をみるとですね、誘導施設・区域は、千里丘三島線沿いで駅の周辺となると思うんですけど。

安威川以南、以北で言いますと、以北に集中している。これは現状そうなんですけど、今鳥飼まちづくりグラウンドデザイン、随分積極的にやられてますけれども、その付近には何も無いということですね。残念やなというのが率直な感想なんですけど。

以前の昔の総合計画では東部都市核というのがあったけど、北部と東部で対比がね。もう核になるものが何もないということ、現実はどうなんですかね。もう、それでいいのかと、それ以外何もないのかということですね。鳥飼の人たちには残念やなど、何かないのですかね。

【会長】

おそらく次の話題になりますけども、河川防災ステーションが新設というか、動き出すということになっているので、そこが一つの鳥飼の新しい地域拠点かなと思うんですけど、あと商業系でどこに立地させるのかというのは、今でも点在分散している地域なので、なかなかそこにシフトさせる場所を市役所側が特定するのはなかなか悩ましい。

【会長】

また地域別構想のところでちょっと議論させていただけるとします。あとは立地適正化計画で何かご質問とご意見ございますか。

【委員】

立地適正化計画ということで、ここに書かれてるように都市機能の誘導、コンパクトなまちづくり、コンパクトシティ、全国いろんなところで議論がされてるのかなというふうに思うんですけども。

そもそも摂津市ってすごく小さな、走ってみたらコンパクトなまちの中でそれをあえてこういう形で計画として作っていくこと。いろいろと悩ましいなというふうに思っているんですけども、その中で書かれてるみたいな公共交通との連携というようなところもやっぱり一つの大きな大事な視点なんだろうなと思って、ここに挙げられてる誘導施設、市役所にしろ文化ホールにしろ、それらと居住されてる地域を繋いでいくということにみなさん販促を含めて、持続することでの交通、これも今まで色々議論がされてきたのかなと思ってます。

そういう持続可能な交通機能っていうのは、後から出てくる地域別構想の中でもどこでも持続可能な公共交通網の検討ということがあります。なかなかそこが充実していかないという課題もあるのかなと思ってます。

商業施設についてもね、主だった商業施設っていうのは、やはり固まって、この赤いところに行くのかなと思えば、そこから離れたところからそっちに移動される、そういうもの大切さっていうことが、ある意味大事なことなんだろうなと思います。ちょっと意見として、質問ではなくそうですね。

悩ましいなと思いつつ見ておりました。

【会長】

先の委員のお話も重ねてですね、鳥飼地域をどのように活かしていくか、地域をどのようにしていくのかっていうところで地域別構想の中で何をどれだけ書き込んでいくのかというところの議論になるのかなと思いますので、後ほどこの立地適正化計画の意見交換が終わった段階で、またいろいろ意見を重ねていければと思います。

【委員】

1点だけ、今回の居住誘導区域、全域指定するというご判断ですけども、全国的な流れとしてやはり河川からの浸水深が非常に大きいであたりだとか、氾濫流がある、そういったところは極力リスクの少ないところへ移動していただくというような考え方の前提になってるかなと思うんです。

確かに摂津市さん、市域面積が小さくてそこから全員立ち退いていただくというわけにはいかない、にしても何らか行政としてそういった意思表示、少しずつでも出されて行った方がいいのかなと思うんですけども、その辺りちょっと、これまでご議論があったのであれば、そのあたりの経過を教えてくださいたいと思います。

【会長】

おそらくそれが防災ステーションになるでしょう。

【事務局】

今回は立地適正化計画でしっかり防災指針として防災の取組みを明記させていただくのも一つの我々の姿勢を示すことになると思っていますし、また別の都市計画以外の部分ですね、防災ステーションを作るというところでいろいろと鳥飼のランドデザインの中にも災害想定等をやりまして、ここにもありますように、避難者を避難所に収容することはできない、という大きな課題が見えてきた中で、広域避難への取組であるとか、そういったところ別の部分、防災部局の方で今取り組んでおりまして、過去にはSOS避難メソッドなどやそういった摂津市は、災害のあるところをしっかりと認識していただくという意味でいろいろとですね、打ち出させてもらっておりますので、そういった中で防災に関しての自助・共助といった意識付けをしっかりとやっていっていただくことでございます。

【会長】

昭和42年の北摂豪雨のときは、北側もかなり水害でやられましたよね。そういう意味では本当にお示しいただいてるよう南部に目が行きがちですけども北部もいわゆる危険性がまだまだ残っている地域でございますので、やはり摂津市全体の意識向上、あるいは、もし自分がそういう水害等に巻き込まれた場合、どのように自助・共助やっていくのかということも、防災指針でも書き込んでいただいておりますけれども今後、危機管理の部局とともに頑張ってください必要があるのかなと思います。

【委員】

今回、都市機能誘導区域に十三高槻線沿いですけど、これが正雀駅のところから摂津市駅、モノレール摂津駅の間を指定をされているという意識をしているんですけども、その道路のところで、この沿いがいわゆる集まるようになってほしいということの認識だと思う。

また、例えばそれ以外にも鳥飼には府道大阪高槻線、あるいは千里丘ですと産業道路を含め、大阪高槻京都線ですね。そういった主要な道路になって、それなりに産業道路には商業施設、飲食店等が多いというイメージと、高槻線の一部にそういった施設が集まっているなという印象はありますが、そこはどのような差異で、そこに付かなくてよかったのか、そこは一つ疑問に思っています。

【会長】

用途地域の違いですよ。

特に鳥飼の場合は工業系が優先されていますので、そこは準工業地域等では商業施設ができるわけですから、そういう形で積極的に商業を集めようという意思表示はまだできていないので、そういう意味では今のところも用途地域も工業系の用途地域だし、誘導区域から外している。こういう理解でいいですかね。

今のところは、十三高槻線の周辺はコンビニぐらいしか出ていなという意識はありますが、これが正雀のところで繋がって全通したときに、どういう風にここの土地が変わって来るのか、期待を込めていると商業系の色んなものが付かれるのかなと。

【事務局】

都市機能誘導区域の設定にあたっては、全体構想でお示した将来都市構造の中で拠点を示してるんですけども、そういったところを中心にと言うか、そういった形で考えていくようになりまして、その拠点到繋がりを持たせてというような考え方もございますので、委員おっしゃられましたように大阪高槻線沿いはということになりますと、先ほどもありましたように鳥飼とか東部の方で何か拠点をというような話とも繋がってくると思いますが、そういったところを将来都市構造の拠点の設定段階でいろいろ議論したところで拠点は動かないというようなところもございましたので、そういった流れも踏まえて今回の都市機能誘導区域の設定をしました。

【会長】

立地適正化計画、いろいろと宿題もいただきましたので、再度詰めるときに検討いただければと思います。続きまして地域別構想、何点か、先程からもご意見を賜っておりますけれども、それに加えてご意見、あるいはご質問が御座いましたらよろしくお願いします。

それでは私の方から。4町村の合併がありましたけど、例えば具体的に言うと別府地域と鳥飼地域の区分けの仕方が元々の味生村と鳥飼村の区域とは若干違いますよね。

具体的に新在家が元々味生だったので、これを中環で切るとそこが違う地域になってしまうということなんですけど、合併してからかなり年月が経ってしまっているんで、この辺りのコミュニティの意識とか、地域の方々にとってのその区域分けっていうのは、味生のまま新在家のところだけが鳥飼地区に組み込まれるっていうこととか、あるいはその住民感覚っていうのはOKでしょうか。

【事務局】

具体的に住民の方でそういったような声が届いている現状がないというか、そのように捉えています。

土地利用としては大阪モノレールが通って、実際にやっぱり鳥飼と別府というところでかなり地域特性も元の味生村から変化してるかな、と我々は認識しておりまして、そういったところですね、委員の意見を踏まえながらですけど最終的にまたパブリックコメントで地元の意見を聞いていこうと思っております。

【会長】

味舌町部分も実は三宅っていう名前が消えてしまってますし、ちょっとその辺り、昔の三宅村の方、昔からお住まいの方でね、地域コミュニティの関係でちょっと気になる場所があったので、もう何十年も経ってるから摂津市はひとつだよっていうような意識になっておれば、それはそれで問題ないのかなと思いますけど。

【委員】

今おっしゃられている部分では、例えば香露園や昭和園や桜町、旧三宅小校区のところ、正雀三島地域って聞かれると、やっぱりそこには違和感っていうのがあるのかなって、そういうのは確かに私もこの区分けを見たとき若干思ったことではあります。

【会長】

実はですね、東大阪市もかつて3市が合併になっていますけれど、そのときには、地域分けするときA地域、B地域、C地域っていうようなローマ字表記してるんですね。それはなぜかという、どこの名前をつけてもどっか問題が起こるだろうということで、だったらA地域、B地域、C地域って呼ぼうよということになってるんですね。

だから、このネーミングというのは実は非常に重要で、特にその地域の伝統とかコミュニティっていうと、かなり慎重を期すべき話ではないかなと私は思っております。

【委員】

いろんな考え方の中に昔の村の代表みたいなものを引き継いでおられるので、それは重要なことかなと思います。

例えば、選挙管理人を選ぶときも味舌地域から一人、三宅地域から一人、鳥飼地域から一人という選出の仕方をされている部分を考えると、地域の分け方というのはいろいろ思いのある人が多いなと思います。

例えば、今の浜町なんかも本当は味舌なんですよ、味舌地域。小学校が分かれるときに別府小学校に行くか、味舌小学校に戻るかで紛争があって、結局、味舌小学校に戻ったということで、「味舌なんか」という意識で切り離されているという、そんな意識があった。そういう方も多くまだいらっしやるのでね。

【事務局】

4区分に設定した考え方は先ほどご説明させていただいたとおりなんですけど、今おっしゃられますように旧集落や村といった地域ごとに区域の設定をするという考え方もあるかと思いますが、そうしますとおそらく今の区域よりも相当な数の区域になると思います。

今、事務局案としてお示しておりますのは4区分なんですけど、一つの区分の中の複数の集落から要望があったときに、どちらかの取り組みだけをするということではなくて、地域別構想ではこの地域全体としてやっていくというような方針を示していくことにもなりますので、とりわけ区分が一つにくらわれているからといって、どこかが取り残されるというようなことがないような方針に設定すべきだというふうには考えておるところです。

【会長】

都市計画的に考えると非常に妥当なくりかたになっているかなと思うんですけど、そういう昔からその経緯であったり、地域コミュニティの単位でいうことは少しずれているので、運用のときにはどうなのかっていう話もありますし、丁寧にですね、マスタープランの案を作って、パブコメにかける段階では、なぜこうなっているのか、ということと、昔の地域コミュニティと少し区分の仕方が違うけれど、それをこういう意味合いですっていう文章を少し丁寧に書いておいた方がいいのかもしれない。

千里丘東五丁目も同じ千里丘小学校の区域だったんですね。それは昔の村の単位であって、あとから明治になって、国鉄が通ったのでそこだけが分離されてしまった。

でも、小学生が考えてもあの長いガードを毎日千里丘小学校に通うっていうのは、それは基本的にはおかしいだろうということで、今は切り離されていることかと思えます。そういう意味では都市機能的な話であったり、あるいはもう時間が経ってますので、そのあたりについてはどのように、実はその新しい考え方、区分の仕方を目指して一つ非常に重要な観点かなと思います。

他いかがでしょうか？どうぞ。

【委員】

地域区分の区域ですけど、結構その線路とか、あるいは川とか中央環状線、大きな道路というのは、それだけでその生活圏が変わってしまっている。

変わっているという認識がありましたけれども、例えばJR千里丘駅以北の方は、結構南の方に来ないと言いますか、もう北の方で生活圏が完結しているという状況があります。

JRの線路を繋ぐのが大体三つぐらいしかガードがないということで、どちらかというJR線の以北と以南、またその安威川以北になる。そしてまた中央環状線、特に別府と一津屋が大きく、必ずしもそこは一体化してるわけじゃなくてダイキンとかですね、広域水道事業団とかそういうのがありまして、実際の生活圏をもう少し配慮してもいいのではないのかなっていうのは思います。

【会長】

もう少し細かく分けた方がいいというご提案ですか。

【委員】

そうですね、その見る限り4つではなくても、例えば6つ、7つぐらいに分けてもいいのではないのかなってことです。

旧村を焦点にするよりは、線路とか川とか、そういったところの実際の生活圈、どういうふうにその地域でどの駅に行かれているとか、そういったところを考えてもいいのかなってのは思いました。

結構、別府の方では阪急朱雀駅を使って一津屋の方はどちらかというと南摂津駅とかそのエリアの中でもその交通関係をどう利用するのかどういった拠点をを使うのか、というのがわかれてきているということは感じております。

なかなかそれを四つに区分したときに、そこに地域性を盛り込むことがどこまで追求できるのかなというところはちょっともう少し分けてもいいのかなとは思いました。

これはご意見です。

【会長】

おそらく、その区域はどう分けたとしても、その境界部分におられる方にとってはそれは境界ではないという話が出てきますので、なかなかそのあたり、元々難しいだろうと思うんですけど、ちょっとこういう観点で言ってもらえればと思うのが、資料6に、分けたことによってそれぞれの今後の将来都市像とか、何を整理しないといけないかって方針を書いていますので、ここで矛盾が起こっていないかどうかというところで判断いただいた方がいいのかなというふうに思います。

そういう意味では、千里丘地域をJRで分断した方がいいのかどうかというところで言うと、例えばここでは一番大きな話は千里丘駅の西口の再開発が進んできて、東のフォルテとどのように連動していくかっていう話になるので、東地域の方々も多分恩恵をこうむるとか、今後の将来像を考えたら一緒かなということ言えば、今、お示しいただいているような阪急で切るっていう方法はあるのかなというふうに思いますので、資料6と資料5の区切り方を見ていただいて、提案していただいて、またどうかというところの判断を我々もさせていただければと思います。

【委員】

大きく一点は、いちゃもんじゃないですけどこの区域の分け方ですね。

どうしても以北、以南という言い方をするんですけど、僕はそれがすごい違和感があってあんまり好きじゃないんですが、要は都市機能誘導区域のところ、中環沿いを設定されてたと思うんです。

ただし夜間に歩いてみたことあるかどうか、夜間に歩かれたらわかるんですけど、新幹線公園の前とかから安威川に向けてずっと歩いて行くんですね、まったく暗いんですよ、もう怖いんですよ夜歩くの。

夜歩くのが怖いような道、これ行政が分断してしまっただけじゃないのかと僕は思ってるんですけど。これはしっかり道路管理者とも話してですね、その意識の境目をなくしないと以南以北って意識は絶対消えないんじゃないか、というのが一つ。これはちょっと注文みたいな感じになります。

もうひとつがですね、別府地域の方針概要で公共交通、大阪モノレールや大阪メトロへのアクセスを向上させるっていうふう書いてあるんですけども、現実の話、別府地域には近鉄バスさんの営業所があって、1時間に1本かな、千里丘に出てるんですけど、いわゆる交通弱者の方ですが、市役所に行こうとしたらその1時間に1本の近鉄バスに乗って千里丘に、千里丘から阪急バスに乗って市役所に行かなきゃならない。

セッピー号とかで、一応交通空白地域をなくしているというふうに道路交通課から説明を受けておるんですが、やはり、今後増えるであろうその交通弱者への対策として、その広域連携っていうんですかね。

千里丘ではなくて井高野に届くような、そういう連携の仕方等をしていただいた方がいいんじゃないかという提案です。

【事務局】

循環バスは、別府、正雀、市役所、千里丘を回るルートで運行しています。

【会長】

今、方針で書いた限りは何かしなきゃいけないわけですけど、井高野駅から別府地域に対してどういう対応をしようとしているのか、具体的に教えてほしい。

【事務局】

具体的にというところで言いますと、今検討段階としか言えない、というところではありますが、現状の課題としては、委員おっしゃるようなことは認識いたしております。

ここの地域別方針のところでは公共交通の検討と書かせていただいておりますが、今まさに市域全域にわたって公共交通のあり方はどうあるべきかという検討を進めている状況でございます。

従いまして、今ご指摘のありましたセツピ号、鳥飼地域を回っているバスであったり、別府地域から千里丘の方に向かっていく近鉄バスの循環バスなど、こういったものも、このままでいいのかどうかとか、今後それをどういうふうにしていくかということも含めて検討していく必要があると思っております。

その中で、委員がおっしゃられたような課題を認識して、それに対してどういう取り組みができるかということで全てが解消できるというふうには考えておりませんけれども、できるだけそういった利用ニーズを捉えて利便性向上に繋げる取り組みを検討してまいりますので、そこは時期がいつでとか、具体的にどんな取り組みをしていくのかというのはまだ言える段階ではございませんが、検討は進めているところでございます。

【会長】

今までは摂津市内の検討だけでしたけども、井高野駅が近くにあるわけだから、市域を越えて別府地域の方にはそこを繋いで差し上げた方が利便性が高い。

ということで、今回初めてですかね、井高野駅への公共交通サービス、そういう意味では今後より良い方法を考えていただけたらと思いますし、交通計画作らせていただくときはいつも難しく、昔はもっとバスは走ってたはずなんですけど、ところが乗らなくなったからどんどん減便になっていく、あるいはその路線を廃止されるっていう話になってくるので、住民の方もやはり充実させるためには日頃からもっとそのバスを利用するっていうことも一緒にやっていたかかないと、多分いつまでたっても一部の方々にご不便をお掛けすることになるので、そこはちょっと意識啓発を含めて、今後また公共交通計画とか都市計画マスタープランの運用のときには一緒に考えさせていただけると思います。

【委員】

区域割の線ですけど、阪急京都線でスパンと切られてますけどね、阪急京都線は今まさに連続立体交差事業に取り掛かっていて、両側の道路に接続し、それだけではなくては正雀のあたり、この線上大きく変わろうとしていっていますのでね、これを切り離さないで一体で沿線上のまちづくりとしてよくしていくんじゃないかと思うんですけど、もうスポンと北と南とまったく同じまちづくりのことを書かなきゃいけないとなりますが。

【会長】

どこで切りますか。なかなか難しいところ。

【事務局】

絵で見ればただの線というところではあるので、例えば区域割の線が道路上にあるとき、実際に現地で見ると、どちらかに取り込んだ設定にするというのも考えにあるでしょうし、真ん中に引いておいて両方の取り組みとして方針として掲げるのもひとつの方法としてあるのかと思いますが、そこはこういう切り方も良いんじゃないかとのご意見をいただければ、それも踏まえて検討させていただきたいと思います。

【会長】

今日はどうしてもその地域別構想の話で、区分別けの話になってるんですけども、他のページにそういうような連携の話も出てきてますし、そこで受けていただくのもひとつかなと。

ここに線が入ったとしても多分市民の生活行動、あるいは感覚からするとここに線があるというのは、今後あんまり意識がなくなってくるのではないかなと。

【委員】

線があるということですけど、だからと言ってどこに線を引くかは別にして、向こう側には手を付けないよという話ではないと思うんですね。

おそらくそこは一体的に考えていく中で線を越えるものがあれば、越えてでもそれが適正であれば実施するものですし、私自身こういう分野を専門にしてるわけでも、詳しくもないんですけども、この少子高齢の日本の中にあって商業施設は待っても来るものではないですし、誘導施設というふうな、または誘導区域を指定したからといって、待ってもそれが栄えていく、反対にそれ以外のところは何もしないとか、取り残されていくということではなくて、あくまでも拠点というポイントであって、最終的にそれ以外の地域と如何に連携させていくか、というその点が大事なのではないかと思います。

公共の機関も、いわゆる電車であるとかバスとかをどんどん走らせたり、どんどん駅を造るのも難しいと思いますので、じゃあ、セッピー号以外にもですね、いろんな形で、他市とかですね、もっと人口の少ないところがあれば軽自動車みたいなもので地域の方で巡回させる方法があるとか、あるいは福祉施設ですね、例えばデイサービスなんかでも、朝と夕の送迎以外の時間、車が空いてる時間をそういうところに協力をもらって、地域のお年寄りのいらっしゃる場所を走らせてる、っていうところもありますので、スーパー難民も出てきてる、スーパーがまばらになってきているという時代でもありますので、中を繋ぐっていうのは次の段階と、その地域の、摂津のコミュニティの力というか、大きく分けただけというときを考えると、私としては線が引かれている部分は一定の合理性があるのかなと思います。

【会長】

いわゆるね、さっき委員がおっしゃっていただいた話ですと、ネットワークっていう考え方がね、コンパクトプラスネットワークのネットワークも含めて、ちゃんとその別のところでしっかりと入っていくといいのかなと思います。

【委員】

資料6の地域別構想、それぞれの方針概要のところなんですけど、千里丘地域以外、それぞれ三つの地域のところ、都市防災の課題でネットワーク化が書かれてるのですけれど、やっぱり以前からこの高台のまちづくりイメージが持ちづらくて、全国のモデルケースになっているところもやっぱり都心部とかじゃないですか。

摂津のような住工を含めてそういう街でやられているようなケースがあるのかなとか、このネットワーク化って言ったときに今、鳥飼で防災ステーションを作る動きになってるけれども、そこは直接、正雀やそのところは繋がっ

ていかないんじゃないのかなとか、そんなことも思いつつ、イメージとしてどういうことをお考えなのかお聞かせていただきたいと思います。

【事務局】

具体的に高台のまちづくりをどうしていくかと言いますと、確定ではないんですけど、河川防災ステーションができてというところで、浸水が酷いときにはほぼ全域が浸かってしまって、要支援避難者が一時的に逃げられる場所すらもないような状況の中で、河川防災ステーションを拠点としてその他の地域、阪急以北、それと千里丘地域として設定したところ以外の部分はほとんど水に浸かるような状況でございますので、それぞれの地域にも一時的に避難できるような避難所というような場所も拠点として置いて、そこからまた広域避難に繋げていくというような形で、摂津市は広域避難が基本的な考え方にはなるとは思いますけど、それでも直ちにみんなが逃げられるわけではないというところで、浸水被害があった場合には、まず一時的に避難する場所に避難者、要支援者とかも、そこに一時避難して、そこからまた高台のネットワークとして避難を広域に向けて繋げていくような状況になりますので、そういう意味で浸水のある地域では、そういう拠点がそれぞれ必要になるのかなというイメージで千里丘地域のところには高台のネットワーク化に向けた整備の推進は入れていませんが、それ以外の地域で方針として設定させていただいています。

【委員】

なかなか高台で整備していくというのも難しさがあると思うんですけど、公共施設の高台化っていうのは、さっきの資料3のところに書かれていて、そこで聞いたら良かったのかと思ったんですけど、公共施設を高台化にしてもそこそこ、ポイント、ポイントでそういうのができるだけなのかなって思ってたね、他所でって言うか、モデル地区なんかでやられてる高台まちづくりっていうのを見たら、いろんな公共施設だけじゃなくて、拠点のいろんなセットを繋いでいみたいなことがあったりするんですけど、これっていうのはやっぱり摂津の場合現実的じゃないなと思ったりしながら、このネットワーク化っていうのが、その繋がりがっていうのがね、別府と鳥飼とっていても結構離れているし、正雀にっときも距離的に。

【事務局】

おっしゃられるように数多くの公共施設を高台化するっていうのは非常に困難かなと思いますが、そういう部分で民間施設とか浸水しない2階、3階への避難というようなところもありますので、そういったことをまとめた考え方もあるのかなというところございまして、拠点整備が全てではなくて、企業との協定締結による避難所の確保というような取組もありますので、そういったところも大きな意味では高台化という考え方になっていくのかなと考えています。

【会長】

資料3の右側、防災指針の上から1番目と2番目を合わせて高台化ネットワークを考えるということですかね。

【事務局】

両面からのネットワーク化です。

【会長】

どうしても摂津市のような低地に広がる街は公共施設だけで頑張っていこうというのは限界があると思いますので、そこはまた具体的に進めていくときは理解を求めていくとは思いますが、実は鳥飼地域の方々っていうのは

もう先祖伝来こういう水害に対して、自分たちでなんとかしていこうということで、蔵が段蔵になっていたり、あるいはその一番高い蔵の天井には船が吊るされていて、いざとなったらそれで逃げるとか、自助でかなり守ってこられた地域ですよ。

新しくお住まいになった方がその辺りの認識がまだまだ出来上がっていないので、市役所が関わっていく必要がありますけれど、やはり先ほども言っていますように市役所にも限界がありますから、地域の方々とはやはりいろいろ意見交換とかも含めていざとなったときにどうする、共助・公助両方合わせて、組み合わせていく、というのが摂津らしいやり方になるかなと思います。

【委員】

先ほどの区域割の線なんですけど、阪急線で引くとなるとですね、この方針内容、正雀・三島地域の方針内容の中にある阪急京都線連続立体交差事業の推進と4つめ、5つめの広域幹線道路ネットワークの形成の促進というのが、千里丘側にも同じく課題としてあると思うので、それをいれていただければと。

【事務局】

わかりました。

【会長】

おそらく、先ほど委員がおっしゃっていただいたように阪急が高架になってくることによっていわゆる側道は整備されるでしょうけど、具体的に南北に抜ける道がほとんど無いですよ、自動車に対してね。

だから、これが上がったとしても南北の連携が進むかどうかというのは自動車交通の面では難しい地域じゃないかと思います。

【事務局】

阪急連立に関連して都市計画道路がありますので、それは南北に通る道路になっておりまして、丁度この区分でいいますと千里丘地域と正雀三島地域を貫くような形で、都市計画道路の坪井味舌線があります。そういった意味で未整備の都市計画道路の整備推進というのは両方にかかっていると考えられます。

【会長】

時間は掛かるやろうなという感じがしますけどね。

もうすでに住宅の建て替えがありますし、なかなか、元々線引いたところにお住まいになっている方は早く協力してくれて言ったらそれはそうなんですけど、なかなかそれは気になるところではあるなと思いますけど。

今日、初めて見ていただきましたのでまたいろいろご意見賜った中でより良いものにしていきたいと思っております。

以上、2つの案件をしましたが、全体を通して、あるいはその中でまずは委員の皆さんからなにかありますでしょうか。

それではその他連絡事項等ございましたらよろしく申し上げます。

【事務局】

事務局の方から一点連絡事項がございます。

次回の都市計画審議会でございますが、年明け3月20日の午後2時から、この同じ場所の301会議で予定しております。

当日の案件でございますが、付議案件といたしまして、まず1点目、淀川河川防災ステーションにかかります一団地の都市安全確保拠点施設の都市計画決定、2点目が正雀駅東口における広場の都市計画決定の2件を予定しています。

また報告案件といたしまして、先ほどご説明ささせていただきました、摂津市の都市計画マスタープランの件につきまして、ご報告させていただきたいと思いますので、合計3案件でございますので、案件数やその内容からも審議会が多少お時間をいただくかも知れませんが、皆様よろしく願いいたします。

事務局の連絡事項は以上でございます。

【会長】

今日は地域別構想等でいろいろな意見交換をとっていただき、いつもより少し長くなりました。

それでは本日の都市計画審議会、これをもちまして終了させていただきます。

ありがとうございました。